

長浜市建設副産物処理基準

長 浜 市

平成30年 4 月 1 日

目 次

第1条	目的	1
第2条	用語説明	1
	（1）建設副産物	
	（2）建設発生土	
	（3）建設汚泥	
	（4）建設廃棄物	
第3条	適用範囲	3
第4条	建設副産物処理の基本的な考え方	3
第5条	原則化ルール	3
	（1）建設副産物の工事現場からの搬出	
	1）建設発生土	
	2）コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊	
	3）建設発生木材（伐木、除根材を含む産業廃棄物）	
	4）建設汚泥	
	（2）再生資源の利用	
	1）建設発生土および建設汚泥	
	2）再生骨材等	
	3）再生加熱アスファルト混合物	
第6条	各段階における計画書等の作成について	5
	（1）設計積算段階	
	（2）着工前	
	（3）工事中	
	（4）完了後	
第7条	建設発生土について	6
	1．基本方針	6
	（1）建設発生土抑制の徹底	
	（2）工事間利用の促進および購入土砂の制限	
	（3）指定地処分の徹底	
	（4）受入料金が無料の民間造成地等への搬入	
	（5）その他の方法	
	2．積算等の注意事項	7
第8条	建設廃棄物について	8
	1．基本方針	8
	（1）発生抑制とリサイクルの推進	
	（2）分別解体等の徹底	
	（3）請負者の責任	
	2．積算上の留意事項	8

第 9 条	再生資材及びリサイクル製品等の使用とその品質について……………	9
1.	再生資材、リサイクル製品の使用……………	9
	(1) グリーン購入法又はエコマーク取得の再生資材	
	(2) 滋賀県リサイクル製品利用促進要綱に基づく認定製品	
2.	再生資材の品質……………	9
	(1) 再生砕石、再生加熱アスファルト混合物等	
	(2) 建設汚泥処理土	
	(3) 滋賀県リサイクル製品利用促進要綱に基づく認定製品	
第 10 条	附則……………	9
【資料、様式等】		
	建設発生土処理の流れ（図－ 1 その 1、その 2）……………	10
	土質改良の流れ（図－ 2）……………	12
	土壤汚染対策法に基づく地盤汚染に係る基準値（表－ 1）……………	13
	建設副産物と建設廃棄物の具体例（別紙 1）……………	14
	リサイクル計画書（別紙 2～4）……………	15
	再生資源利用計画書（別紙 5～6）……………	18
	建設リサイクル法関係資料（別紙 7～10）……………	20
	発生土利用基準について（別紙 11）……………	29
	建設発生土受入承諾書（別紙 12）……………	37
	建設発生土の搬出伝票（別紙 13）……………	38

長浜市建設副産物処理基準

第1条（目的）

この基準は、建設工事の副産物である「建設発生土」及び「建設廃棄物」の適正な処理等にかかる総合的な対策について、発注者及び施工者等が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効利用（リサイクル等）の促進、県土の保全（山林等環境破壊の防止等）及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2条（用語説明）

この基準に掲げる用語の意義は次による。

（1）建設副産物

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などをいう。

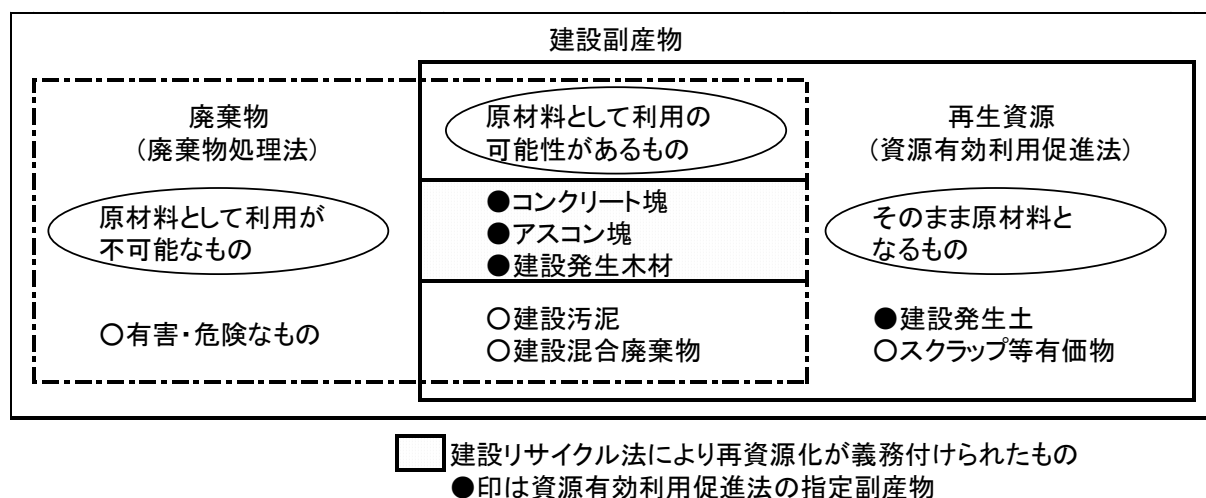


図-1 建設副産物と再生資源、廃棄物の関係

（2）建設発生土

「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない（廃掃法施行令第2条）。

建設発生土には、次の2つがある。

- ①土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
- ②工事の掘削や浚渫に伴って生ずる発生土砂又は泥土、その他これに類するもの

（3）建設汚泥

建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち「廃棄物の処理及び

清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)に規定する産業廃棄物として取り扱われるものを「建設汚泥」といい、取扱については、この処理基準によるほか、以下の基準等に準拠すること。

- ・建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(平成18年6月12日 国土交通省)
- ・建設汚泥の再生利用に関する実施要領(平成18年6月12日 国土交通省)
- ・建設汚泥処理土利用技術基準(平成18年6月12日 国土交通省)
- ・建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針(平成17年7月25日 環境省)

土砂と建設汚泥の区分については、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について(平成23年3月30日環廃産第110329004号)」によるものとする。

通知抜粋(平成23年3月30日付け環廃産第110329004号)

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいう。ただし、土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物から除外されている。

土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。

同通知では、建設汚泥が出る工事として、作泥(水、ベントナイト、セメントミルク等を混ぜる)して掘削する工事が提示されている。具体的には、泥水シールド・リバーササーキュレーション工法、泥土圧シールド工法、アースドリル工法、SMW 工法等である。

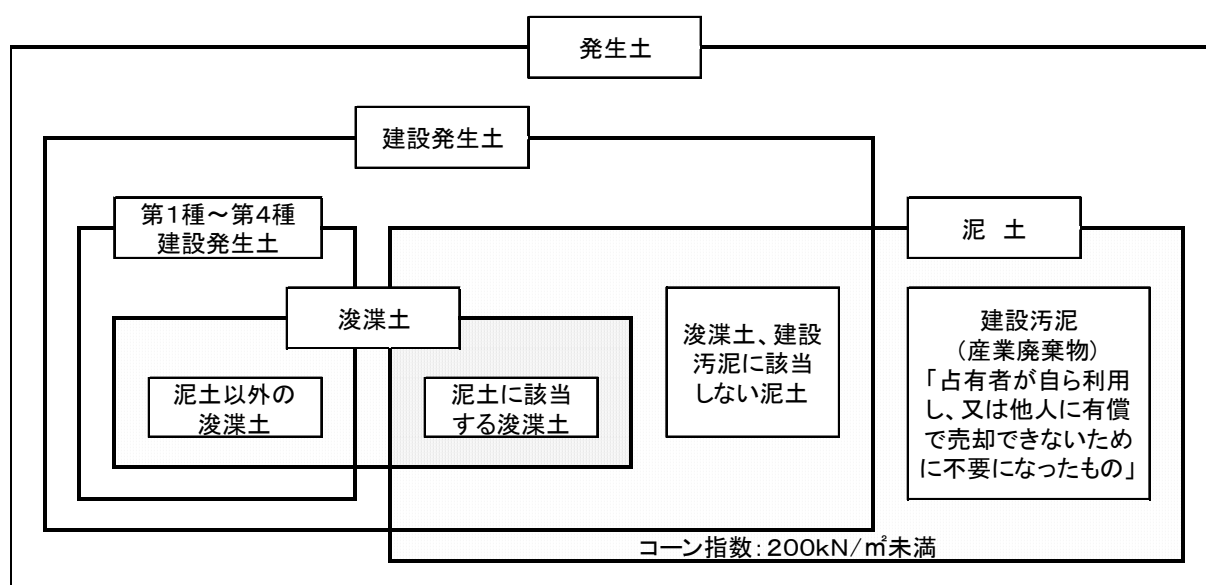


図-2 発生土の内訳

(4) 建設廃棄物

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。

建設副産物と建設廃棄物の関係及び具体例は別紙1のとおりである。

第3条（適用範囲）

この基準は、長浜市が発注する建設工事から発生する建設副産物の処理に適用するものとする。

第4条（建設副産物処理の基本的な考え方）

発注者及び施工業者等は「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「滋賀県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する指針（平成14年3月8日）」及び「建設リサイクル推進計画2014（平成26年9月 国土交通省）」等に基づき、次の方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制（Reduce）に努めること。
- (2) 建設副産物のうち再使用をすることができるものについては再使用（Reuse）に努めること。
- (3) 建設副産物のうち再使用が出来ないものは再生利用（Recycle）に努めること。
- (4) 建設副産物のうち再使用及び再生利用がなされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち前3号の規定による循環的な利用が出来ないものについては適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減（減量、脱水、焼却等、大きさを減じる行為）可能なものについては縮減に努めること。
- (6) 建設副産物を運搬する場合には過積載防止を遵守すること。

第5条（リサイクル原則化ルール）

長浜市が発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、以下の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用に際しては、所要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

(1) 建設副産物の工事現場からの搬出

1) 建設発生土

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場（公共事業、民間工事等を含む）へ搬出する。他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、残土処分地等へ適正に処分する。

なお、掘削等により汚染土砂（表-1）が発見された場合には、すみやかに工事を中止し、必要な処置を実施すること。

2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物とし

て工事現場から搬出する場合は、工事現場からの距離にかかわらず再資源化施設へ搬出する。

なお、現場内において、「自ら利用」する場合には、有償売却可能な性状、品質等を有するもの（有価物として流通するもの又は要求される品質等を満たすもの）に加工する必要がある。

3) 建設発生木材（伐木、除根材を含む産業廃棄物）

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下の①及び②の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）を行ったうえで最終処分することができる。

- ①再資源化施設までの運搬が困難（道路未整備）または再資源化施設の受入が困難（処理能力超過、保管不可能等）な場合
- ②縮減（焼却）するために必要な費用の額（運搬費＋焼却費）が、再資源化施設で再資源するために必要な費用（運搬費＋処理費）の額より低い場合

なお、現場内で再生利用（自ら利用）する場合には、コンクリート塊等と同様とする。

4) 建設汚泥

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。

- ① 建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する。（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る。）
- ② 他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設へ搬出する。
- ③ 製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する。

ただし、①、③において工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、②において再資源化施設を経由した他の工事現場までの距離が50kmを超える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。

（2）再生資源の利用

1) 建設発生土および建設汚泥

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。

2) 再生骨材等

工事現場から40kmの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。

3) 再生加熱アスファルト混合物

工事現場から40kmおよび運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

第6条（各段階における計画書等の作成について）

（1）設計積算段階

- 1) 設計委託受注者は、建設工事の計画段階においては、別紙2「リサイクル計画書（概略・予備設計）」を、建設工事の設計段階においては、別紙3「リサイクル計画書（詳細設計）」を作成し、報告書に添付すること。
- 2) 積算担当者（監督員等）は、建設工事の積算段階において、別紙2又は3を参考にし、別紙4「リサイクル計画書（積算段階）」を作成し、担当所属長の承認を得ると共に資料を保存（設計書（控）に添付）する。
- 3) 積算担当者（監督員等）は、事前に利用調整が出来た工事を除き、「1,000m³以上の土砂の搬出または1,000トン以上の建設汚泥の搬出または500m³以上の土砂の搬入を予定している工事」は、建設副産物対策近畿地方連絡協議会が実施する「公共工事土量調査」を活用し、「建設発生土情報交換システム」に建設発生土または建設汚泥の搬入・搬出の予定量を登録し、公共工事間利用の促進を図ること。

建設工事入札後の各施工段階においては、次の書類の作成等、手続きを必要とする。

（2）着工前

- 1) 請負人は、契約額が100万円（税込）以上の工事については、別紙5「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材搬入用様式）及び別紙6「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設資材搬出用様式）の計画書を作成して、施工計画書に綴じ込むものとする。
- 2) 監督員は、建設リサイクル法の対象工事（特定建設資材と称する「コンクリート」、「アスファルトコンクリート」、「木材」）を使用した公共施設等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事（床面積80m²以上の解体工事、請負工事費500万円以上の土木工事など建設リサイクル法対象規模参照）については、同法12条に基づき、請負者から別紙7による説明を契約前に受けるとともに同法第11条の通知書（別紙8）及び位置図を建設リサイクル法届出窓口〔都市建設部開発建築指導課〕に着手前に提出しなければならない。
- 3) 請負人は、当初契約時に、別紙9「同法第13条及び省令第4条に基づく書面」を監督員の承認を得て、契約担当者に提出する。なお、請負人は別紙9の内容を変更する必要があるときには出来る限り速やかに監督員に申し出ること。

（3）工事中

- 1) 請負人は建設廃棄物を工事現場から搬出する場合は、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物管理表（紙もしくは電子マニフェスト）を発行し、適正に処理する。
- 2) 監督員等は、建設発生土情報交換システム等を活用し、公共工事間の利用調整を図り、建設発生土および建設汚泥の有効利用に努める。
- 3) 監督員等は、民間造成工事等無料処分先の調整の処分に努める。

(4) 完了後

- ①監督員等は、建設発生土情報交換システム、民間造成工事及びストックヤード等による調整結果について、完了検査時に関係書類を添えて、都市建設部技術監理室へ報告する。
- ②請負人は、工事完了後、速やかに、別紙5「再生資源利用計画書（実施書）」及び別紙6「再生資源利用促進計画書（実施書）」の実施書（計画書を＝線で消す）を作成し（C R E D A Sシステムによる登録）、監督員に提出する。監督員は、この内容を確認し、完了検査時に関係書類を添えて、都市建設部技術監理室へ報告する（建設副産物実態調査）。
- ③請負人は、工事完了後、速やかに、建設リサイクル法18条第1項の別紙10「再資源化等報告書」を監督員（発注者）に提出する。

第7条（建設発生土について）

1. 基本方針

公共工事から発生する建設発生土については、その発生量の多さと処分地の減少に伴い再利用等を進めることが全国的な動きとなっており、長浜市では、このような状況に対応するため、次の方針に基づき建設発生土の再利用等を積極的に進めるものとする。

- ①建設発生土の発生抑制の徹底
- ②工事間利用の促進および購入土砂使用の制限
- ③指定処分の徹底
- ④受入料金が無料の民間造成工事等への搬入
- ⑤その他の方法

別添の図－1に「建設発生土処理の流れ」を、図－2に「土質改良フロー」を示す。また、参考資料として、平成18年9月5日付け滋監第1455号「発生土利用基準について」を（別紙11）に示すので、土質改良や盛土等の参考とされたい。

（1）建設発生土の発生抑制の徹底

設計委託受注者及び担当職員等は、工事の計画・設計の段階からバランスのとれた土工計画や土質の改良等を検討し、可能な限り発生量の抑制に努めるものとする。

また、工事現場内で発生した掘削土砂は、原則として、その工事の埋戻、盛土等に再使用すること。ただし、掘削（又は浚渫）土砂等が、高含水等により再使用出来ない場合には、当該土砂の土質改良等を適正に実施し、現場内で再生利用を図るものとする。

なお、土質改良を実施する際には、六価クロムの発生防止（平成13年5月9日滋監第776号「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）の一部改正について」参照）やアルカリ溶出の軽減等について適切な品質管理及び施工管理を行うものとする。

また、建設発生土の発生抑制とリサイクルを促進する観点から、土質改良して再生利用する費用が残土処分に要する費用（運搬のための土質改良＋積込＋運搬＋投棄料＋処分先整地＋新材購入等）よりも若干高くなる場合でも土質改良による再生利用を優先するものとする。

（2）工事間利用の促進および購入土砂の制限

発注前から搬出土砂の生じることが分かっている場合には、積極的に公共工事間での利用調整を図ること。その際には、工事現場から50km以内の工事間にまで範囲を広げて

調整を図ること。当調整は、発注前から施工期間中においても実施し、常に土砂の有効活用を視野に入れておくこと。

また、山林等の環境破壊を防止するため、原則として山土等の購入土は工事で使用しないものとする。やむを得ず購入土を使用する場合には、文書により理由等をまとめ、所属長等の承認を得ることとする。

（３）指定処分の徹底

建設発生土の処分については、指定処分を原則とし、安易に準指定処分（処分先及び距離、処分量の設計変更を認める指定方式）を指示する起工は戒め、事前調査や調整等を十分に行い、発注者の責務として処分先の指定に努めること。

（４）受入料金が無料の民間造成工事等への搬入

建設発生土の公共工事間利用が難しいと判断された場合には、受入料金が無料の民間造成工事等へ搬入できるものとする。当面は、長浜市内における造成工事等への調整及び搬出を実施するものとする。

その際、監督員等は、開発協議済（又は法令協議済）等の書類関係（公文書、図面等）を事前に確認し、搬入現場を調査して搬入の可否判断を行うとともに受入承諾書（別紙１２）の提出を求めること。監督員等は、書類等の確認及び可否の判断について、必ず主任及び総括監督員等の了解を得る必要がある。

（５）その他の方法

（１）から（４）の対応策を積極的に行った場合においても、なお建設発生土の再利用等が図れない場合には、各所属の責任において、その他の方法による処理を実施してよいものとする。

やむを得ず、民間有料処分場等に処分する場合は、その処分先の法令協議済書類等を確認するとともに、書面等により責任の所在等について明確にしておく必要がある。

２．積算等の注意事項

建設発生土の再利用に関する積算、手続き等に関して下記事項に留意するものとする。

- （１）やむを得ず現場内使用が出来ない建設発生土については、指定地処分を原則とし、処分地までの実運搬距離を計上するものとする。この場合、特記仕様書に処分先及び運搬距離を明記する。
- （２）工事内の土砂の埋戻、盛土材は、「現場内発生土砂」、「工事間利用土砂」、「建設汚泥処理土」を原則とする。
- （３）土砂の搬入・搬出について発注前に調整が出来なかった場合であっても、契約後、次により処理できるものとする。

①準指定処分

土地利用状況や過去の実績、土量、土質等を勘案した標準運搬距離を設定し、当初設計に計上するものとする。契約後、工事間利用調整等により指定地が決定した場合には、その指定地までの運搬距離で変更契約を行うものとする。

②自由処分

少量の建設発生土の処分については、自由処分として標準的な運搬距離を設定してよいものとする。なお、契約後、請負人が実際に処分した処分地までの実運搬距離に増減が生じた場合でも変更処理をしないものとする。

- (4) 処分地における整地費については、指定、準指定、自由処分等の区分にかかわらず、処分地の地形上、明らかに建設機械等の補助が必要なときには整地費を計上出来るものとする。ただし、民間の造成地等へ搬入する場合には、有料無料を問わず、原則として、整地費は計上しないものとする。
- (5) 請負人は、指定、準指定、自由処分等の区分にかかわらず、建設発生土を搬出する場合は、運搬車両1台毎に「建設発生土搬出伝票」(別紙13)を発行し、搬出先、搬出土量等を把握するとともに監督員にその結果を提出すること。
- (6) 第7条1.(5)の「その他の方法」により処理する場合には、各所属の方針および責任に基づき適正な手続きを踏む必要がある。

第8条(建設廃棄物について)

1. 基本方針

(1) 発生抑制とリサイクルの推進

建設工事の施工に当たっては、建設廃棄物の発生を抑制するとともに現場内での再生利用及び縮減等を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出抑制に努めるものとする。

建設汚泥についても、まず現場内での再生利用を第一に努め、現場内での再生利用が困難なものについては、当該現場外での再生利用が図られるように努めること。その際には、工事現場から50kmの範囲内で調整を図ること。

なお、現場内での再生利用を含め、建設汚泥を再生利用しようとする場合も、有価物として取引価値を有するものでなければならない。

(2) 分別解体等の徹底

公共工事を受注した請負人は、建設リサイクル法の趣旨に基づき、分別解体等及び再資源化等の徹底を図らなければならない。

(3) 請負人の責任

請負人(元請業者)は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

なお、運搬及び処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- ①運搬については、産業廃棄物収集運搬業者等と直接契約し、処分については産業廃棄物処分業者等と直接契約すること。
- ②廃棄物処理法に規定する委託基準(施行令第6条の2「許可範囲の確認」)を遵守すること。
- ③請負人は、建設廃棄物の搬出にあたって、産業廃棄物管理表(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む)が完了したことを確認すること。なお、完了検査時にマニフェストD表の写し及び集計表を提出すること。

2. 積算上の留意事項

積算担当者は積算時に以下のことに留意するものとする。

- (1) 再資源化施設へ搬出する場合の積算は、経済比較を行った後、適切な運搬費及び処理費を計上すること。なお、特記仕様書には、処分先を明示すると共に、処分先については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない旨明示するこ

と。

- (2) やむを得ず最終処分場へ搬出する場合でも(1)と同じように運搬費及び処分費を計上し、特記仕様書等には処分先及び運搬距離を明示すると共に、処分先については積算上の条件明示であり、最終処分場を指定するものではない旨明示すること。

第9条（再生資材及びリサイクル製品等の使用とその品質について）

1. 再生資材、リサイクル製品の使用

(1) グリーン購入法又はエコマーク取得の再生資材

滋賀県グリーン購入基本方針に基づき、環境物品等の調達を行うよう努めなければならない。また、エコマークを取得した建設資材についても積極的に使用するよう努めなければならない。

(2) 滋賀県リサイクル製品利用促進要綱に基づく認定製品

長浜市の公共事業にあつては、認定製品の性能、品質、数量（供給可能量）、価格等について考慮し、優先的に使用するよう努めなければならない。

2. 再生資材、リサイクル製品の品質

(1) 再生砕石、再生加熱アスファルト混合物等

再生砕石（RC-40等）又は再生加熱アスファルト混合物等の品質については、「一般土木工事等共通仕様書（平成28年4月）滋賀県」及び「一般土木工事等工事必携（滋賀県土木交通部）」によるものとする。

(2) 建設汚泥処理土

建設汚泥の処理土の品質については、「建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月国土交通省）」によるものとする。

(3) 滋賀県リサイクル製品利用促進要綱に基づく認定製品

リサイクル製品認定審査委員会で認められた品質等が確保されていること。

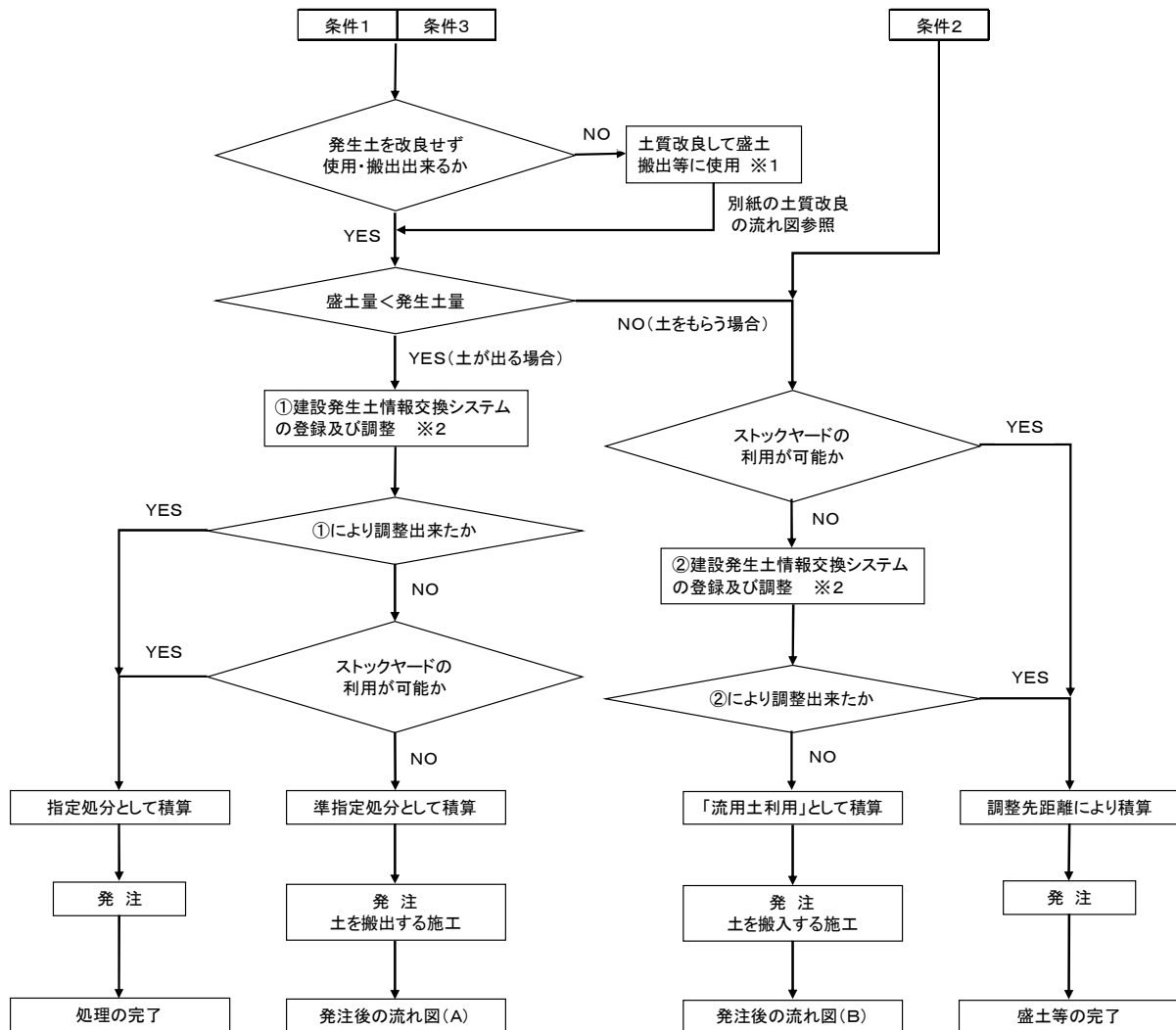
第10条（附則）

1. この基準は平成30年4月1日より適用する。

発注前(設計積算段階)の検討

条 件	建設発生土	埋戻・盛土等
条件1	有	有
条件2	無	有
条件3	有	無

(土をもらうのみ)
(土を出すのみ)

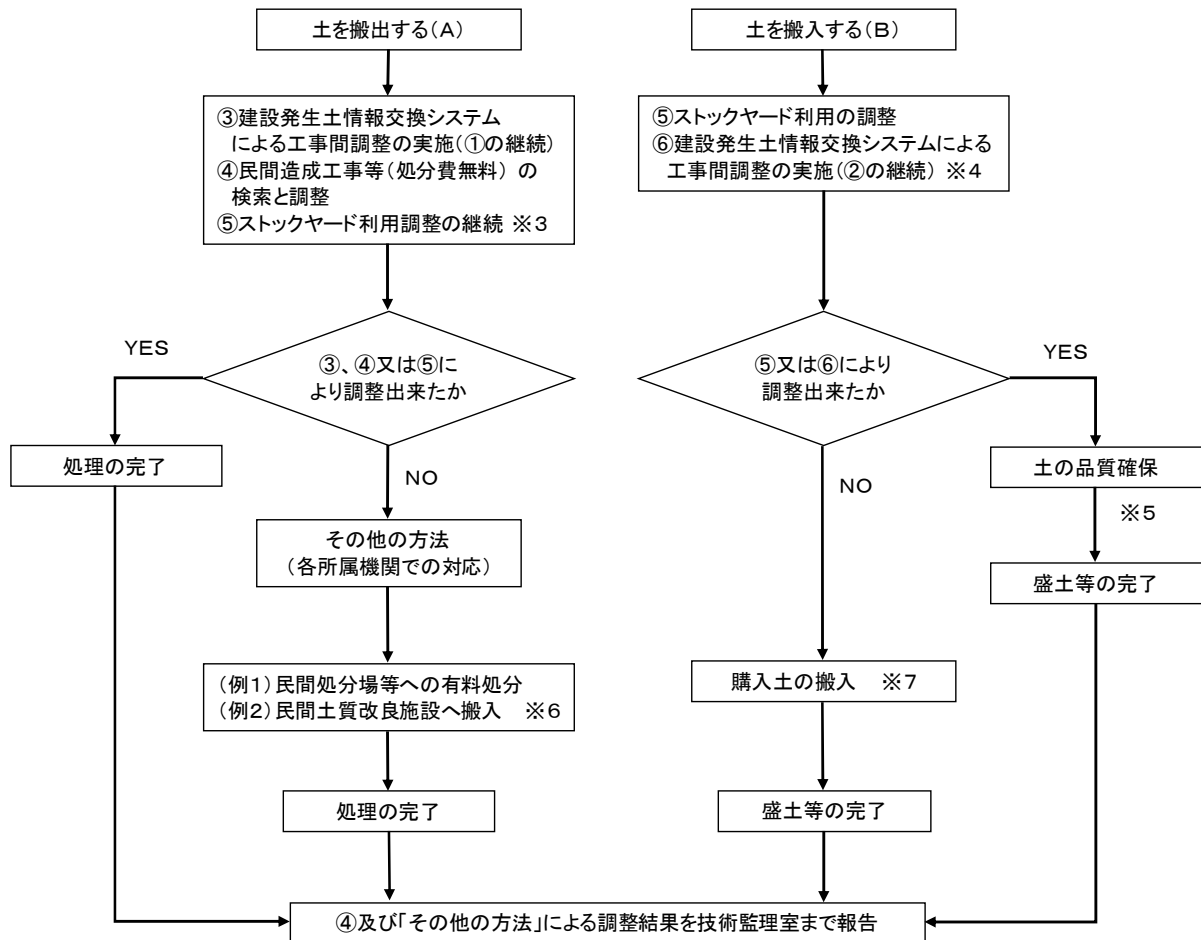


※1 建設発生土の抑制とリサイクルを促進する観点から、土質改良に要する費用が残土処分に要する費用(運搬のための土質改良+運搬+投棄料+処分先整地+新材購入)よりも若干高くなる場合でも、土質改良による現場内利用を優先するものとする。

※2 1,000m³以上の土砂の搬出または1,000トン以上の建設汚泥の搬出または500m³以上の土砂の搬入を予定している場合に登録し、搬出入時期、搬出入量、仮置き有無、土質等について調整を図る。運搬は原則として搬出側が行う。

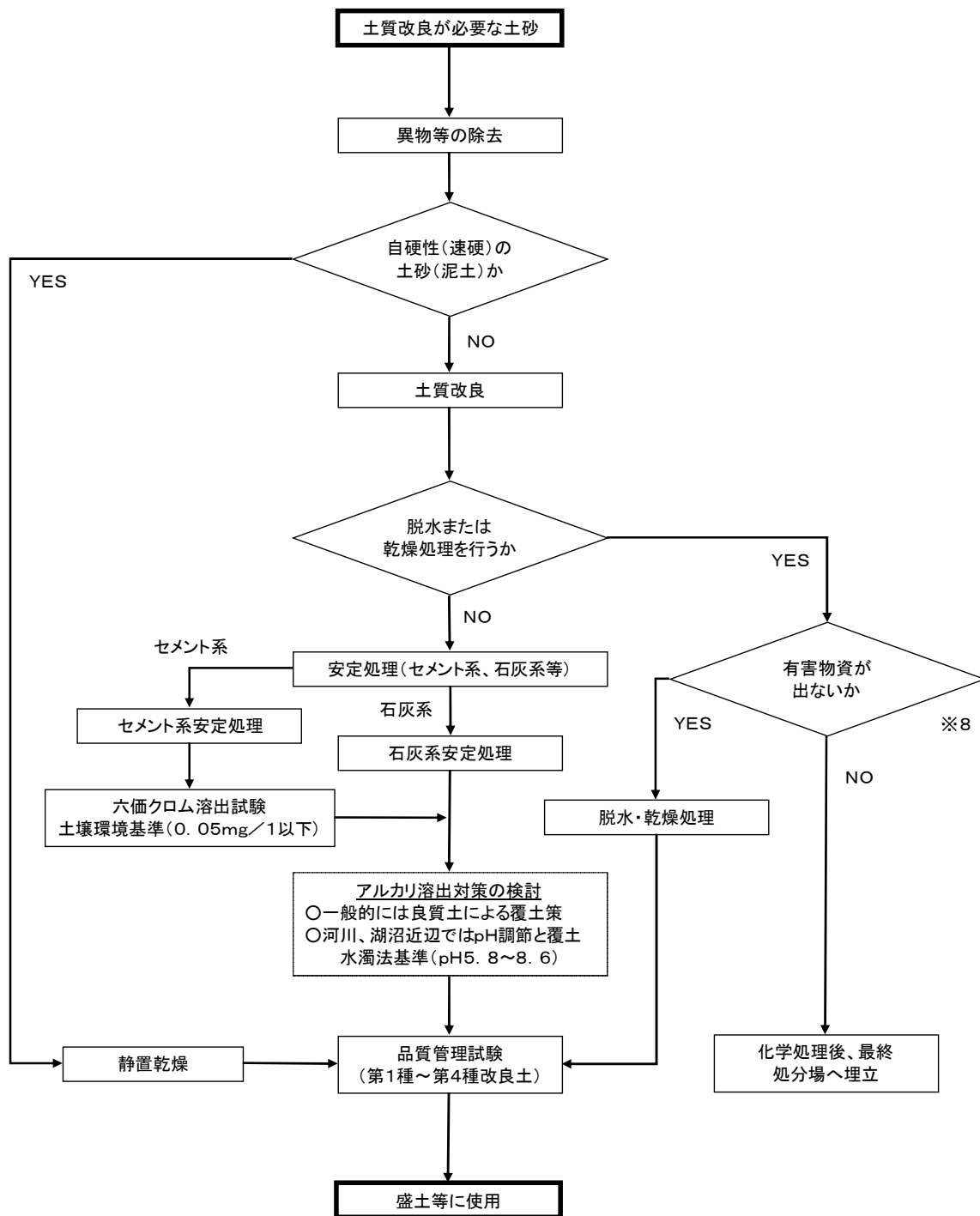
図－1 建設発生土処理の流れ(その1)

発注後(施工段階)の検討



- ※3 工事間利用調整は、1工事のみならず数工事以上について行うこと。
また、③および④の調整が出来た場合の運搬は搬出側が行う。③を優先的に行うものとし、③が困難と判断された場合に④の調整に入るものとする。
- ※4 工事間利用調整は、1工事のみならず数工事以上について行うこと。⑥の調整により搬入された土砂等の整地は搬入側が行う。
- ※5 工作物の埋戻、路床盛土等の場合には第2種(改良)土以上、河川築堤、工事造成等の場合には、第3種(改良)土以上の品質を有する必要がある(別紙11参照)。
- ※6 やむを得ず民間有料処分場等に処分する場合には、書面等により責任等を明確にしておく必要がある。
- ※7 原則として山土等の購入禁止。やむを得ない場合は理由書を付して所属長の承認を必要とする。

図－1 建設発生土処理の流れ(その2)



※8 土壤汚染対策法に定められた25物質とし、その基準値以下であること(表-1)

図-2 土質改良の流れ

表－１ 土壤汚染対策法に基づく地盤汚染に係る基準値

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/l)	指定基準		第二溶出量基準 (mg/l)
			土壤溶出量基準 (mg/l)	土壤含有量基準 (mg/kg)	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物等)	四塩化炭素	0.002以下	0.002以下	—	0.02以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	0.004以下	—	0.04以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.02以下	—	0.2以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.04以下	—	0.4以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.002以下	—	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	0.02以下	—	0.2以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.03以下	—	0.3以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	1以下	—	3以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	0.006以下	—	0.06以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.01以下	—	0.1以下
	ベンゼン	0.01以下	0.01以下	—	0.1以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.01以下	150以下	0.3以下
	六価クロム化合物	0.05以下	0.05以下	250以下	1.5以下
	シアン化合物	不検出	不検出	遊離シアン 50以下	1以下
	水銀及びその化合物	0.0005以下 アルキル水銀は 不検出	0.0005以下 アルキル水銀は 不検出	15以下	0.005以下 アルキル水銀は 不検出
	セレン及びその化合物	0.01以下	0.01以下	150以下	0.3以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.01以下	150以下	0.3以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	0.01以下	150以下	0.3以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	0.8以下	4000以下	24以下
	ほう素及びその化合物	1以下	1以下	4000以下	30以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	不検出	—	0.003以下
	チウラム	0.006以下	0.006以下	—	0.06以下
	シマジン	0.003以下	0.003以下	—	0.03以下
	チオベンカルブ	0.02以下	0.02以下	—	0.2以下
	有機りん化合物	不検出	不検出	—	1以下

- ① 土壤溶出量とは土壤に水を加えた場合に溶出する物質の量を、土壤含有量とは土壤に含まれる物質の量をいう。
 ② 土壤溶出量は環境省告示(第18号平成15年3月6日)、土壤含有量は環境省告示(第19号平成15年3月6日)により測定したもの。
 ③ 「不検出」とは、2に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 ④ 有機りん化合物とはパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
 ⑤ 第一種特定有害物質の内、ベンゼンを除く揮発性有機化合物10項目がDNAPLsに分類され、ベンゼンはLNAPLsに分類される。

＜建設副産物と建設廃棄物の具体例＞

建設副産物	建設発生土等	建設発生土	土砂および専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの	
		有価物	スクラップおよびダンボール等他人に有償で売却できるもの	
建設廃棄物	一般廃棄物	事務所ごみ	現場事務所での作業、作業員の飲食等に伴う廃棄物(図面、雑誌、飲料空缶、弁当がら、生ごみ)	
		燃え殻	現場内焼却残渣物(事務所ごみ)	
	産業廃棄物	安定型処分場で処分できるもの	がれき類	工作物の新築、改築除却に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③レンガ破片
			ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶器くず、耐火レンガくず、モルタル、瓦
			廃プラスチック類	廃発泡スチロール、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類、廃塩ビパイプ
			金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプや保安堀くず、廃缶類
			ゴムくず	天然ゴムくず
		安定型処分場で処分できないもの(管理型処分場)	汚泥	含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物 掘削物を標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態(コーン指数がおおむね $2\text{kgf}/\text{cm}^2$ ($200\text{kN}/\text{m}^2$))以下または一軸圧縮強度が概ね $0.5\text{kgf}/\text{cm}^2$ ($50\text{kN}/\text{m}^2$)以下(具体的には、場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水等)
			ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず、がれき類	廃石膏ボード、廃ブラウン管(側面部) 有機性のものが付着・混入した廃容器・包装
			廃プラスチック類	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装
			金属くず	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装、鉛管、鉛板、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極
			木くず	解体木くず(木造家屋解体材、内装撤去材)、新築木くず(型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材)、伐採材、伐根材
			紙くず	包装材、ダンボール、壁紙くず、障子
			繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳、じゅうたん
			廃油	アスファルト乳剤等の使用残渣(タールピッチ類)、防水アスファルト、重油
			燃え殻	現場内焼却残渣物(ウエス、ダンボール等)
	特別管理産業廃棄物	廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物(吹付石綿・石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆板を除去したもの、石綿が付着したシート、作業衣等)	
		廃PCB等	PCBを含有したトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器	
		廃酸 ($\text{pH}2.0$ 以下)	硫酸等(排水中和剤)	
		廃アルカリ ($\text{pH}12.5$ 以上)	六価クロム含有臭化リチウム(冷凍機冷媒)	
		引火性廃油 (引火点 70°C 以下)	揮発油類、灯油類、軽油類	

※SI単位換算 $1\text{kgf}/\text{cm}^2=98\text{kN}/\text{m}^2$

リ サ イ ク ル 計 画 書 （概略設計・予備設計）

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備	考
土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
砕	トン	トン	トン	トン	%		
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%		
	トン	トン	トン	トン	%		

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用 可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥)×100	備	考
建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%		
取りこわし建物	件							

※ 地図、航空写真、踏査等から検討する。

※ 利用可能量は、現時点で算出可能なものとする。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

リ サ イ ク ル 計 画 書 (詳細設計)

1. 設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備	考
土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
砕	トン	トン	トン	トン	%		
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%		
	トン	トン	トン	トン	%		

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用 可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥)×100	備	考
建設第1種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
建設第2種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
建設第3種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
建設第4種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
生泥土(浚渫土)	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
土合	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%		
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%		

※ 建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

※ 建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※ 利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)

⑤泥土(浚渫土)・・・浚渫土のうち概ねq c 2以下のもの。

リ サ イ ク ル 計 画 書 (積算段階)

1. 設計概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期(予定)	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用量	③ 再生材利用量	④ 新材利用量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用量 (減量化量)	⑧ 他工事への搬出量	⑨ 再資源化施設への搬出量	⑩ ストックヤードへの搬出量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥) ×100	⑫ 有効利用率 (⑦+⑧+⑨+⑩)/⑥	備考
建設第1種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%	%	
建設第2種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%	%	
建設第3種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%	%	
建設第4種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%	%	
発生泥土(浚渫土)	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%	%	
合計	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	

※ 建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

※ 建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※ 建設汚泥、建設発生木材の「⑦現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

※ 「⑩ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

※ 「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事を含む。

④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)

⑤泥土(浚渫土)・・・浚渫土のうち概ねq c 2以下のもの。

(様式1)

面	表
---	---

[illegible]

注:コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

[illegible]

裏面

複数年度にまたがる工事については、年度毎に作成してください。

コード*14(コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

19

説 明 書

平成 年 月 日

長浜市長 様

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

氏名

(郵便番号 〒) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 説 明 内 容 添付資料のとおり

4. 添 付 資 料

①別表 (別表 1 ～ 3 のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

☐別表 1 (建築物に係る解体工事)

☐別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

☐別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料 (出来るだけ図面、表等を利用する)

☐欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()		
	残存物品	☐ 有 () ☐ 無		
	特定建設資材への付着物	☐ 有 () ☐ 無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		□コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		□建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()			
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()			
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()			
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無			
	その他				
工程ごとの作業内容	工程		作業内容		
	①造成等		造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無		
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	④屋根		屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無		
⑥その他()		その他の工事 ☐ 有 ☐ 無			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()													
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()													
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材													
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年 その他()													
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()													
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容												
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()													
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()													
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有() ☐ 無													
	その他														
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)												
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用												
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用												
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用												
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用												
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用												
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用												
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()													
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン													
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>量の見込み</th> <th>使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)</th> </tr> <tr> <td>☐コンクリート塊</td> <td>トン</td> <td> ☐① ☐② ☐③ ☐④ ☐⑤ ☐⑥ </td> </tr> <tr> <td>☐アスファルト・コンクリート塊</td> <td>トン</td> <td> ☐① ☐② ☐③ ☐④ ☐⑤ ☐⑥ </td> </tr> <tr> <td>☐建設発生木材</td> <td>トン</td> <td> ☐① ☐② ☐③ ☐④ ☐⑤ ☐⑥ </td> </tr> </table>	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)												
	☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥												
	☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥												
☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥													
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他															
備考															

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

通 知 書

平成 年 月 日

市長 様

(工事発注者) 発注者職氏名：_____

住所：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名		
	担当者職氏 ^{シメイ} 名		
	電話番号	- - (内線)	
工事の内容	工事名称		
	工事場所	滋賀県長浜市	
	工事概要	工事の種類 注１ 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途_____、階数___、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途_____、階数___、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途_____、階数___、請負代金_____万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金_____万円(税込)	
		工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 工事着工予定日：平成 年 月 日
		会社名	
		所在地	T -
請負者	電話番号	- - (内線) FAX - -	

※受付番号：

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：舗装、築堤、土地改良等)

(別紙9)

建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面

建築物に係る解体工事

1. 分別解体の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。 (請負人の見積金額)

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・運搬費を含む。 (請負人の見積金額)

(別紙 9 - 1)

建設リサイクル法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替)

1. 分別解体の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無
	③上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無
	⑤建築設備・内装 等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) 該当無し

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) 円 (税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

(請負人の見積金額)

(別紙 9 - 2)

建設リサイクル法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1. 分別解体の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・ 解体工事の場合のみ記載する。 (請負人の見積金額)

- ・ 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・ 仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・ 運搬費を含む。 (請負人の見積金額)

再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

様

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

氏名

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート		
アスファルト・コンクリート		
木材		

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税込み)
(参考資料を添付する場合の資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など
☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
☐ 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

(注) 本様式は法第18条第1項に規定する特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了時に報告を行う場合の標準様式を示したものです。なお、規定により少なくとも3. 4. 5. は書面により報告しなければならない。

別紙 1 1

平成 1 8 年 9 月 5 日付け、滋監第 1 4 5 5 号「発生土利用基準について」（平成 1 8 年 8 月 1 0 日国官技第 1 1 2 号、国官総第 3 0 9 号、国営計第 5 9 号に基づく通達）より抜粋

以下、次ページ以降の「発生土の利用基準について」参照

発生土利用基準について

1. 目 的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適 用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法令を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表－1に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表－2に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表－3に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技第341号、国官総第669号、平成16年3月31日）は廃止する。

表－１ 土質区分基準

区分 (国土交通省令 *1)	細区分 *2). *3). *4)	コーン指数 *5) (kN/㎡)	土質材料の科学的分類 *6). *7)		備 考 *6)	
			大分類	中分類 土質〔記号〕	含水比 (地山) w/n (%)	掘削方法
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	—	礫質土	礫〔G〕、砂礫〔GS〕	—	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂〔S〕、礫質砂〔SG〕		
			人工材料	改良土〔I〕	—	
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫〔GF〕	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂〔SF〕	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土〔I〕	—	
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂〔SF〕	—	
	第3b種		粘性土	シルト〔M〕、粘土〔C〕	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土〔V〕	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土〔I〕	—	
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの (第3種建設発生土を除く)〕	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂〔SF〕	—	
	第4b種		粘性土	シルト〔M〕、粘土〔C〕	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土〔V〕	—	
			有機質土	有機質土〔O〕	40～80%程度	
	第4種改良土		人工材料	改良土〔I〕	—	
泥土 *1). *9)	泥土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂〔SF〕	—	
	泥土b		粘性土	シルト〔M〕、粘土〔C〕	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土〔V〕	—	
			有機質土	有機質土〔O〕	80%程度以上	
	泥土c		高有機質土	高有機質土〔Pt〕	—	

- *1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。
- *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。
- *3) 表中の第1種～第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合には、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表－2参照)。
- *6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- *9) ・港湾、河川のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表－２ 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標 *1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 *2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JAS 0051
自然含水率	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

*2) 1層ごとの突固め階数は、25回とする。(参考表参照)

表－3 適用用途標準(1)

適用用途 区分		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し ※1		土木構造物の 裏込め		道路用盛土			
		路床		路体							
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		△	

〔評価〕

◎：そのままで使用可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。

○：適切な土質改良(含水比低下・粒度調整・機能付加・補強・安定処理等)を行えば使用可能なもの。

△：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。

×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。

粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。

機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。

安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

〔留意事項〕

最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層仕上り厚さが規定されているもの。

細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。

礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。

粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。

透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。

表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。

施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。

淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

〔備考〕

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点(地盤改良、締固め等)を別途考慮するものとする。

表－3 適用用途標準(2)

適用用途 区分		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第2b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕	第3a種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3b種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	○		○		○		○	
	第4種改良土	○		○		○		○	
泥土	泥土a	○		○		○		○	
	泥土b	△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		△	

表－3 適用用途標準(3)

適用用途 区 分		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ※2	
		評価	留意事項	◎	留意事項	評価	留意事項
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域利用注意
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種改良土	◎		◎		◎	淡水域利用注意
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	
	第3種改良土	○		◎	施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの〕	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第4種改良土	△		○		◎	淡水域利用注意
粘土	粘土a	△		○		○	
	粘土b	△		△		○	
	粘土c	×		×		△	

参考表 コーン指数(qc)の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1288)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp. 266-268をもとに作成)

供試体の作成	試料	4. 75mmふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は9. 5mmふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100±0. 4mm 容量 1, 000±12cm ³
	ランマー	質量 2. 5±0. 01kg
	突固め	3層に分けて突き固める。 各層ごとに30±0. 15cmの高さから25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積3. 24cm ² 、先端角度30度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5cm、7. 5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量5cm、7. 5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数(qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積3. 24cm ² で除する。

注)ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

建設発生土受入承諾書

平成 年 月 日

(請負業社名)

様

土地所有者 住 所
氏 名
連絡先

⑩

長浜市発注の平成 年度 第 号 工事の施工に伴う発生土砂について、私（土地所有権者）の所有地に搬入することを承諾します。

なお、搬入中、搬入後の一切の責任は、私（土地所有権者）にありますので、行政機関、搬入業者等に対して異議をとなえることは決してありません。

記

1. 搬入する場所 市 町 番地

2. 地 目 ()

3. 搬入土量 () m³

4. 搬入期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

5. 法令、条例等への対応（協議、許可等）の状況

6. そ の 他

建設発生土の搬出伝票

(長浜市)

整理番号

工 事 名	
工 事 場 所	

請 負 業 者 名		現場代理人名	⑩
運 搬 車 番 号		運転者名	⑩

運搬する土量	m ³	← 1台のダンプに積載した体積
運 搬 距 離	k m	
処 理 区 分	☐ 指定処分 ☐ 自由処分	← どちらかにレ点を付ける

搬出する土質（該当する土質にレ点）	
搬出土砂は土質改良を実施したか	☐ 改良実施 ☐ 改良は未実施
☐ 第1種土（コーン指数計測不可：砂・砂レキ及びこれに準ずるもの） ☐ 第2種土（コーン指数800以上：砂質土、レキ質土及びこれに準ずるもの） ☐ 第3種土（コーン指数400以上：通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの） ☐ 第4種土（コーン指数200以上：粘性土及びこれに準ずるもの）	

搬出先の所在地名	
搬 出 先 の 名 称	
搬出先の種類（該当するものにレ点）	
☐ 他の公共工事へ利用 ☐ 他の民間造成地等へ利用 ☐ 最終処分場 ☐ 公共処分場 ☐ 中間処理施設 ☐ ストックヤード ☐ その他	

備 考

--

●この伝票は運搬車両1車ごとに作成

●整理番号は、最終的に請負業者が付番

●運搬車番号は、同一の処分先ごとに連番

●この伝票は運搬量の管理に使用